

# ウェルフェアと正義をめぐるプロジェクトの多様性 ——ブリテンにおける思想展開 1848-1922 ——\*

深貝 保則 (横浜国立大学)

## 1 「社会的正義」の主題化とウェルフェア

20世紀後半の政治哲学をめぐる論争において、「社会的正義」(social justice)の概念はしばしば拒絶された。たとえば『隸従への道』や『科学による反革命』によって設計的なプログラムに対する否定的な論調を典型的に示したハイエクは、『法、立法および自由』の後半でこの観点から、社会的正義を実行に移す福祉国家のプロジェクトに対しての批判を展開した。ノズィックは『国家、アナーキーおよびユートピア』において、ロック的な所有論を読み替えた「権原理論」に依拠して、分配的正義のプログラムを標的に批判を加えた。現代のリバタリアンの立場からは社会的正義や分配的正義が拒否されるのに対して、近年の社会哲学において社会的正義へのある程度の回帰が見られつつある。社会的正義への関心が再び登場しつつある経路のひとつは、いうまでもなくロールズ『正義論』からの系論であり、概念の論理的構成としてアプローチするバリーなどはこの流れのうちにいるのだが、いまひとつ重要な枠組として、概念の歴史的な生成に留意して類型的整理を行なったミラーを挙げることができる。ミラーは『社会的正義』(1976年)において、この観念を支える枠組として権利(rights)、相応の取り扱い(deserts)、必要(needs)の3つの類型に整理した。このようななかで思想史的なアプローチの側からはバウチャー & ケリー編『社会的正義——ヒュームからウォルツァーまで』やラファエル『正義の諸概念』、およびフライシャッカー『分配的正義小史』などが2000年前後から続いている。

この報告は、近年における「社会的正義」への関心の復活を念頭に置きつつ、ウェルフェアの概念の幅の広がりを主としてJ.S.ミル『経済学原理』(1848年)からL.T.ホブハウス『社会的正義の諸要素』(1922年)に至る諸論調を素材として取り上げながら考え直すこととする。しかしながらこの報告は、リバタリアニズムの隆盛を極めた20世紀最終盤の福祉国家のプログラムの後退を承けて、福祉国家および厚生経済学の生成期としての19世紀末、20世紀初頭の起源的状況を掘り起こすというファクト・ファインディングのアプローチとは一線を画している。狙いは、このような歴史局面を囲むさらにその外側にある。つまり、福祉国家(論)生成史の歴史的な遡及の度合いをさらに半世紀近く設定することよりもむしろ、正義とウェルフェアとを語る規範的な領域へと思想史的

\* Yasunori Fukagai, Diversity of the Projects of Welfare and Justice: Political and Economic Ideas in Britain 1848-1922. e-mail: [fukagai@ynu.ac.jp](mailto:fukagai@ynu.ac.jp) この報告の初発のアイデアは、Markets, Knowledge and Governance in the History of Economic Thought: 1<sup>st</sup> ESHET-JSHE Meeting, at Nice Sophia-Antipolis, December 17-20, 2006 で読まれた。

径路を介して踏みこむことを意図しているのである。以下では「社会的正義」の用語の 19 世紀半ばにおける登場の状況をまず確認し（2節）、次に「ウェルフェア」の概念について 18 世紀から 20 世紀初頭までに至る変化に留意を促す。ウェルフェアはシジウイクによって「ウェル・ビーイング」やエウダイモニアと同義語として使われた（3節(1)）。この時期には、とくに幸福の位置づけ方をめぐる功利主義とカント義務論とのあいだの議論の錯綜が影を落としているとともに（3節(2)）、とくに 1870 年代以降にウェルフェアをめぐって多様なプロジェクトが登場した（3節(3)）。これらの検討を踏まえて、ホブハウスにおける調和のヴィジョンと正義をめぐる把握の特徴を確認して、全体を締め括ろう（4節）。

## 2 社会的正義の用語と概念

ラファエル『正義の諸概念』が指摘するように、事実上は「社会的正義」に該当する概念を歴史的に遡及することは不可能ではないにしても、古典古代から 18 世紀に至るまで主題的に論じられることはない。用語は 18 世紀において散見されるが、明瞭な形をとるのは 19 世紀になってからである。ゴーティエはヒュームを独自の契約論的解釈のもとで「社会的正義」の議論として整理したが、ヒューム自身がこの用語を用いることはない。これに対して、ヒュームと同時代の神学的な議論などに多少の用例がある。1737 年の匿名者（エリーシア・スミス）の文言に、「隣人に対する義務は、社会的な正義のなかに、普遍的には仁愛のなかに、そして特殊的には我々がたまたまこの世で直面することになるお互いさまの義務のなかに、見出される」という表現があり、さらに 1744 年のジェームズ・フォスターの説教や 1760 年代後半のウィリアム・ブラックストーンの『イングランド法への注釈』でも、それぞれこの用語が 1 回は登場する。これらはいずれも、ある者が他者との関係で持っている役割との関係を表現するために「社会的正義」という表現を用いたものだが、いわば偶發的な用例に止まり、固有の意味を持つ概念として煮詰められてはいない。

「社会的正義」social justice が書物のタイトルに登場する最初のケースは、おそらくは 1840 年の T.シモンズ・マッキントッシュ『野蛮的正義、市民的正義および社会的正義から演繹された責任の性質に関する探求』である。一種の段階論的な枠組のなかで正義の射程を語るマッキントッシュは、身体生命の保全以上に正義が問われることのない「野蛮的正義」の状況では責任の重みは乏しいのに対して、お互いの約束ごと、契約のなかで責任を負う「市民的正義」の枠組のなかに責任概念の本格化を見出す。そして「社会的正義」の領域をその一層の高度化として位置づけた。マッキントッシュによれば、市民的正義と社会的正義はいずれも「功利性」utility に基づくのだが、功利の実現のために犯罪に対して刑罰を加える市民的正義の枠組とは異なって、社会的正義の段階においては犯罪に至る原因を取り除くので刑罰の必要性すら消え失せるとされる。

次に J.S.ミルは、『経済学原理』や『女性の解放』において、ある現状が相応しくない状況を生み出している際に「社会的正義に反する」と表現した。たとえば『経済学原理』第 4 篇の共同組織の可能性を論じた部分で、階級間および両性間の不平等を取り除くという

設定を社会的正義に適ったものと捉え、第5篇の課税に関する議論では、働くことのない地主の過大な富裕は社会的正義に反するとする。これに対してミルは『功利主義論』第5章では、ヨリ積極的な意味を込めてこの用語を登場させ、社会構成員それぞれの貢献、功罪に応じた等しい取り扱い (desert) を行なうことが「社会的および分配的正義のもっとも高度な抽象的基準」であると論じた。ここでは社会的正義がすぐれて規範的な意味を持つことになる。このようにミルは、貢献、功罪をめぐる処遇のうえでの不平等をなくして相応しく扱うという意味で「社会的正義」や「分配的正義」という表現を用いたのだが、重要なことは、ミルがこれを、「功利性」という究極目標の要素として位置づけたことである。ベンサムがその快苦原理に基づいて個人にとっての功利を軸にしつつ、計算可能性という方法的措置を介して社会的な幸福の実現に繋げたのに対して、ミルは社会的功利性という究極的目標を軸に自由、個性、多様性など2次的な諸価値を配置し、正義をもまた同様に位置づけた。この議論においてミルが *desert* を重視していたことを確認しておこう。

### 3 ウエルフェアの概念転換とプロジェクトの多様性

#### (1) ユーティリティとウェルフェア

ベンサムやミルにおいて個人にとっての幸福、快苦という次元とともに社会的な望ましさの次元においても重視された「功利性」utility 概念は、ジェヴォンズを転機として経済的な意味での効用関数へとその中身が置き換えられた。これに対応して、経済学のうえではピグーの段階に至ると社会的に望ましい経済の状況を表現するために「ウェルフェア」welfare が用いられるようになる。だがここで、19世紀後半の用語法をめぐる展開のなかで見落としてならないのは、utility の用語が「功利性」から「効用」へと方法概念として変化したのにちょうど入れ替わる形で、welfare が一挙に経済的な用語として定着したわけでは決してなかった、という事情である。そしてこのことは単に用語法にとどまらず、どのような社会構想を抱くのかという理念的な問いと密接に結びついている。

ここで、ウェルフェアの用語それ自体もまた曲者である。20世紀においては「社会的厚生」もしくは「社会福祉」social welfare、「厚生経済学」welfare economics、「福祉国家」welfare state など他の語と合成語として固有の概念的意味を持つウェルフェアの用語は、19世紀までにおいては異なった含意を持っていた。まず、ベーコンやホップスからヒュームやスマスを経てベンサムに至るまで、「幸福とウェルフェア」、「安全とウェルフェア」、「人類のウェルフェア」など、生存や平穏のために望まれる条件を一般的に現わすものであった。時には「一般的ウェルフェア」、「公共的ウェルフェア」などの表現がマンデヴィル、バークリー、ニューカッスルのジョン・ブラウン、スマス、ベンサム、リカードウラによって用いられるが、概念上は特段の意味が持たされているわけではない。なお、1778年には *public welfare* をタイトルに公債償還問題を論じたパンフレットが刊行された。

しかし19世紀後半になると、「ウェルフェア」は人の生存や社会の平穏、繁栄などを支える一般的なことがらに加えて、倫理的な目標と関連づけ、あるいは人の生きるあり方と

結びつけて論じられるようになる。たとえばシジウィクは『倫理学の方法』のなかで、従前の「幸福とウェルフェア」という言い回しに加えて「善とウェルフェア」という組み合わせを持ち込んだ。さらにシジウィクは『倫理学の歴史概要』ではアリストテレスやゼノンへの言及としてではあるが、「ウェルフェア」を「ウェル・ビーイング」well-being（「よい状態」もしくは「よい生き方」）と置き換えるに、「エウダイモニア」eudaimonia と同義だとして用いたのである。19世紀後半の用語法をここで包括的に取り扱う準備はないが、少なくともマーシャルやとくにピガーが行なったような「経済的厚生」への絞込みによって促された20世紀的な用語法とはまったく異なった意味空間が存在していた。このことは下記の(2)やとりわけ(3)に示すように、ウェルフェアの諸構想が19世紀後半にあって錯綜していたことからも十分に窺えるであろう。ちなみにミルは「ウェルフェア」の用語はあまり用いず、個性の重要性を説き起す『自由論』第3章などにおいて、倫理的精神性の側面を含む「望ましさ」を論ずる際に「ウェル・ビーイング」を用いた。

## (2) ウェルフェアをめぐる「徳」と「完全性」、「完成性」

ウェルフェア、ウェル・ビーイングおよび「エウダイモニア」（幸福主義）はシジウィクによって同義語扱いされたのではあるが、19世紀後半において事柄はそれほど単純ではない。まず、功利主義とカントとのあいだでの幸福をめぐる対照的な見方を整理しよう。

ベンサムに典型的な功利主義の場合、個人に即して快楽の増大と苦痛の回避からなるその人自身の幸福を中心におき、諸個人の幸福の改善を全体としての社会的な幸福のプログラムへと繋げることが目標とされた。ここではある特定個人の突出した幸福と多くの他者の犠牲という状態よりも、他者の犠牲のない幸福のほうが望ましいとされ、幸福の分配について注意深い議論を組み立てるために、快苦を測定する分析的な装置と立法および刑罰の枠組による調整とを備えるものとされていた。社会的な幸福の総量を「最大多数の最大幸福」として整えるベンサムにあって、幸福は何よりも人々自身にとって意味あるものとされていた。これに対してカントは『人倫の形而上学』の「徳論の形而上学的基礎」において、自己ではなく他者の幸福をめざすことを義務論の重要な要素として提示した。

カントの徳論においては、自己についての完全性と、他者についての幸福が義務として取り扱われる。「他者の幸福」を義務として位置づけるにしても、単純に自己犠牲を求める教説ではない。「自己の幸福」を自ずと求めたがるのが人間の性質であるからこれはことさら義務とはされず、これに対して自らを能力的・道徳的に高める「完全性」や、配慮が及びにくい「他者の幸福」は実行に移すのが難しくて厳格な努力を要するという意味で、徳論における義務として位置づけられるのである。カントはさらに、自己については完全な義務と不完全な義務を配置しているのだが、ここでの検討としては、他者の幸福を義務として扱う点でベンサムの枠組と対極にあることを確認しておけばさしあたり十分である。

ベンサムとカントのあいだにおける幸福の位置づけをめぐる議論のねじれは、トマス・ヒル・グリーンおよびそれから連なるいわゆるオックスフォード理想主義の系譜において、

ある種の融合的な整理が図られる。この点を検討するために、「完全性」もしくは「完成性」に注意を向けよう。カントの義務論においては、道徳的な責務を備えるという徳の観点で自己の完全性が問われた。これに対してミルにおいては下層の人々の向上と並んで、『功利主義論』におけるナザレの黄金律の記述の前後にあるような、いわば一種の達人倫理的な「完成」が展開された。カントが幸福の追求を倫理的な目標の中心に置く発想（エウダイモニア）を斥けていたのに対して、ミルは古典古代的なエウダイモニアに通ずる完成のイメージのもとで陶冶を主題化したのである。そしてグリーンにおいては、単に個人の向上や完成ではなく、社会の有機的な組成に着目した枠組のもとにおいての、一種の社会的結合の成熟をめぐる完成が主題となる。公共善を語る場合にあって、個々の利害の全体への融合、調和が軸とされていることに注意を払っておこう。なお、グリーンの議論を歴史的な局面転換として典型的に整理したものとして、バーナード・ボザンケット『国家の哲学的基礎』を挙げることができる。それによると、国民国家のもとでは古典古代的な社会にはあった一体性が失われた結果、諸個人・諸階層のあいだの人格的な絆が損なわれており、この一体性を回復することができるが、それとともに政治的実践の課題でもあった。

### （3）ウェルフェアのプロジェクトの多様性

シジウィクやグリーンを中心とした倫理学的、政治哲学的な次元での検討と並んで、19世紀後半においてはウェルフェアのあり方をめぐってある種の社会的メッセージを備えた議論も登場した。マーシャルからピグーに連なる議論などはそのひとつではあるのだが、ここではウェルフェアの用語を明示的に掲げる他の諸類型を挙げておこう。

レズリー・スティーヴンは『倫理の科学』の「道徳的な法」に関する章において、勇気の徳、節制の徳、真実の徳などを挙げながら、これらがどのように「社会的なウェルフェア」に適うのかに言及する。ここでいう *social welfare* は20世紀に馴染みの意味ではなく、社会が何がしかうまくいくことにつながる事柄という一般的な意味である。なお、スティーヴンは社会の段階的な進展のなかで「勇気の徳」、つまり「強くあれ」とする徳のあり方に言及し、これをとくに軍事的な段階では社会の活力を支えるものであったとしており、この点などに当時のスペンサーに典型的な進化論的な議論の影響をみることができる。

また、1880年代初頭に『進歩と貧困』の著者ヘンリー・ジョージがブリテンでキャンペーンを始めた時期に、財産権の根拠づけをめぐって土地所有を告発するそのラディカルな主張に対し、マーシャルと並んで応答を試みた人物がいた。オックスフォード出身の文人マロックがそれであるが、『所有と進歩』においてマーシャルとは異なって地主的な所有のもとでの社会秩序にこそ依って立つべき場を見出した。のちにマロックはマーシャル『経済学原理』の刊行を受けた著作『労働と大衆的なウェルフェア』において、国民分配分の再配分を図る議論を「大衆的なウェルフェア」*popular welfare* のプロジェクトとして受け止め、これに対しての批判を展開した。引き続く『アリストクラシーと進化』において論じたように、マロックは貴族主義的な社会秩序のもとにおいてこそ、英雄的な精神に導

かれた進化が可能であると捉えていた。このようなマロックにとって、土地所有を骨抜きにするヘンリー・ジョージの試みとともに、国民分配分の再配分を志向するある種の平等主義的なマーシャルの議論もまた受け入れ難いものであったのである。

19世紀末にはさらに、ウェルフェアの内実を人間的な存在の内面的な発展と結びつけて捉える枠組みが存在していた。ミルの個性論は陶冶を促す舞台を示したでもあるという点で、M.アーノルドとともにこの系譜への先駆である。ラスキンは芸術的な仕事の営みを内面的な達成の場のひとつとして位置づけた。ラスキンの把握を「人間的なウェルフェア」*human welfare* として捉え直し、産業についての有機的進化論的な歴史展開のヴィジョンのもとで、人間を機械との関わり合いの変化やコミュニティなど社会的諸組織の変容を歴史的なダイナミズムとして描いたのが、ホブスン『近代資本主義の進化』であった。

#### 4 L.T.ホブハウスにおける調和と正義

19世紀後半における重層的な議論の展開を念頭に、『社会的正義の諸要素』を取り上げよう。ホブハウスは『進化するモラル』で歴史的な展開からの説明を行なったのに対して、この書物では社会的正義という主題に関わる諸要素についての論理的・機能的関連を検討した。その広範な諸論点のなかから、ここでは、社会的正義とウェルフェアをめぐる一連の検討を踏まえてホブハウスの議論を特徴づけるうえで最低限必要な事柄として、調和的なヴィジョンのもとでのウェルフェアの位置づけと、正義と平等に関する議論に着目する。

ホブハウスは有機的な社会ヴィジョンの観点に基づく「調和の原理」に基づき、公共善は諸個人の善と対立するものではないとしたうえで、権利と義務との間の相補的な関係のもとで社会的なウェルフェア (*social welfare*) の実現を探る議論を組み立てた。公共善と個々人の善とを調和的に描く点ではグリーンの設定と似通っているのではあるが、「完全性」を語ることはない。むしろ社会的な諸ファクターの間の調和を重視するホブハウスは、有機的な社会ヴィジョンの枠組のなかで自由と正義を中心としたプログラムを提供した。

正義と平等をめぐる根拠づけをめぐってホブハウスは、2通りの議論のタイプを整理することから始める。第1は、平等な機会や平等な自由など、与件が等しい枠組のもとで平等な権利を考える枠組である。第2は、人々のあいだに違いや差異が存在することを認めたうえで、それぞれの人の違い自体と、その人がいかに処遇されるのかをめぐる違いとのあいだで、適切な比例的関係があるという意味で平等が実行に移される枠組である。そしてホブハウスはこの後者に関連して「相応の取り扱い」についての主題的検討を行なう。この検討のために、アリストテレス的な正義論の枠組から近代の経済学者による貨幣という共通尺度に委ねる枠組までをカバーして考察するとともに、必要 (needs) と相応の取り扱い (desert) という2つの概念のあいだの関係に及び、さらに法のもとでの平等の取り扱いの意味などにも検討を加える。この作業を通じてホブハウスは、「調和の原理」と表現される調和的社会ヴィジョンのもとにおいて、貢献と並んでとくに「必要」についての比例的な配慮を「相応の取り扱い」に対していかに反映させるのかに注意を払ったのである。